

2018.01.04

PLレポート(製品安全) <2017 No.10>

■ 「PLレポート(製品安全)」は原則として毎月第1営業日に発行。製造物責任(Product Liability: PL)や製品安全分野における最近の主要動向として国内外のトピックスを紹介します。

国内トピックス：最近公開された国内のPL・製品安全に関する主な動向をご紹介します。

○消費者庁が家具等による転倒事故防止に関する注意喚起

(2017年11月10日 消費者庁)

消費者庁は、11月10日、経済協力開発機構(OECD)の「家具やテレビの転倒事故防止に関する国際啓発週間(11月6日から5日間)」に合わせて、家具等による転倒事故防止に関する注意喚起を行いました。以下に本リリースの概要を示します。

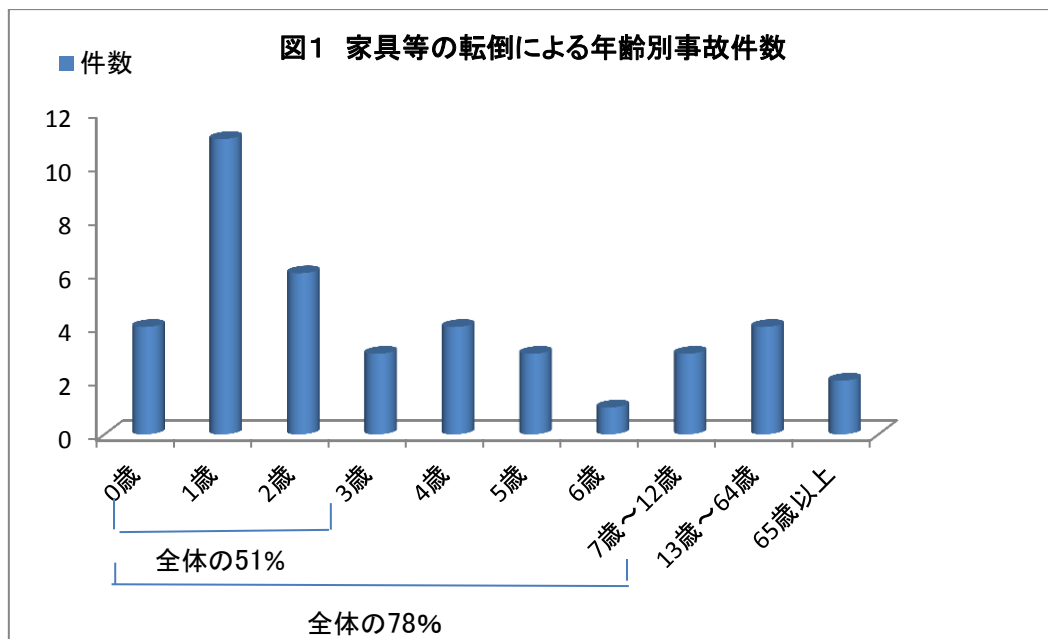
■国内の事故発生状況について

消費者庁には、平成22年12月1日から平成29年8月31日までに、家具等の転倒による事故情報が「医療機関ネットワーク(注)」を通じて41件寄せられました。1歳児の事故が最も多く、2歳以下の子どもの割合が51%、6歳以下の子どもで78%を占めています(図1)。

また、消費者庁が厚生労働省「人口動態調査」を分析したところ、平成22年からの5年間で、同様の事故について子どもの死亡事故が2件確認されました。

(注)「医療機関ネットワーク」:

消費者庁と独立行政法人国民生活センターが共同で実施している事業で、医療機関を受診した消費者から、事故の再発防止に役立つため事故の情報を収集しています。(参画する医療機関平成29年10月時点で23機関)



出所:

消費者庁 News Release 平成29年11月10日「家具やテレビの転倒に気を付けましょう！一下敷きになった子どもが死亡する事故もー」を基にインターリスク総研が作成

■海外の事故発生状況について

本リリースでは、OECD 加盟国の事故事例も紹介されています。

米国	2週間に1人の割合で、転倒してきたテレビや家具の下敷きになり子どもが亡くなっている。
オーストラリア	過去15年間で9歳未満の子ども14人が家具の下敷きになり亡くなっている。
カナダ	カナダ保健省は2011年6月から2017年の8月までに3件の家具転倒による死亡事故の報告を受けている。この3件の被害者はいずれも6歳以下の子どもである。
韓国	2014年以来、KCA（大韓民国消費者局）は家具転倒による子ども（0-14歳）のけがの報告を110件を受けている。

家具等の転倒による子どもの事故は、日本のみならず、世界各国で発生していることがうかがえます。OECDでは、本週間にあわせて「Furniture tip-over awareness campaign」と銘打ち、ホームページ上で、家具製造事業者に対して以下の取組を求めています。

- 自社製品に関連する転倒の危険性に対処するシステムをまとめた企業方針を策定し、それを貫くことを表明すること。
- 設置安定性のある製品を販売すること。
- 製品に転倒防止のための固定器具や引き出しや鍵用のストッパーなどを付属品あるいは別売品として提供すること。
- 消費者に対し、転倒の危険やその防止についての情報を提供すること。例えば、取扱説明書、組立説明書、組立家具の外装などの包装、製品本体上に警告表示をすること。
- 消費者に対し、家具やテレビを固定する様々な方法を説明する資料を提供すること。
- 高さのある家具やテレビを展示する場所の周辺に警告を掲示し、固定器具を使用して壁や建造物に家具やテレビを固定するよう消費者に対し強く勧めること。
- 消費者安全保護の取組に関する社員研修やマニュアルを作成すること。

このメッセージは全世界に向けて発信された汎用的なものであるものの、事故対策として基本的な事項を定めたものといえます。本事項と自社の取組とを照らし合わせてみて、不十分な対策への手立てとして参考にすることが望まれます。

出所：

消費者庁「家具やテレビの転倒に気を付けましょう！」

http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/release/pdf/consumer_safety_release_171110_0001.pdf

OECDのプレスリリース「Furniture tip-over awareness campaign」

<http://www.oecd.org/sti/consumer/furniture-tipovers/>

○乳幼児の誤飲・誤嚥リスクに関する3つの報告書がリリースされました

(2017年11月14日 東京都生活文化局消費生活部)

(2017年11月16日 国民生活センター)

(2017年11月20日 消費者安全調査委員会)

乳幼児が誤って誤飲（食物以外の物を誤って口から食道へ摂取すること）、誤嚥（飲食物や食物以外の物が誤って気管に入ってしまうこと）に関する以下の報告が発行されました。

報告書	概要
平成 28 年度調査報告書 磁石の安全な使用に関する調査報告書 (東京都生活文化局消費生活部) https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/anzen/test/documents/magnet_houkokusho.pdf	子どもの身の回りで使用する頻度が比較的高いことから誤飲に至る可能性がある「磁石」及び「磁石を使用した製品」に関して、保有するデータや独自のアンケート、事件結果などをもとに調査したもの。複数の磁石や、磁石と金属と一緒に飲み込んでしまうと、それらが腸を挟んでくっついて、炎症を起こすことで腸に穴を開けてしまう等、重症事故をひき起こすおそれがあるとして注意を呼び掛けている。
乳幼児による加熱式たばこの誤飲に注意 (国民生活センター) http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20171116_2.html	急速に普及している加熱式たばこのカートリッジを、誤飲する乳幼児の事故情報が寄せられていることから、加熱式たばこのカートリッジの扱いに注意喚起した報告書。誤飲した乳幼児が急性ニコチン中毒を発症するおそれがあるため注意を呼び掛けている。
消費者安全法第 23 条第 1 項の規定に基づく事故等原因調査報告書 - 玩具による乳幼児の気道閉塞事故 - (消費者安全調査委員会) http://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_013/pdf/report_013_171120_0002.pdf	消費者安全調査委員会が実施したアンケートにより、乳幼児の気道閉塞事故の情報を収集解析し、コンピューターシミュレーションにより窒息に至るメカニズムを明確にした。玩具等の誤嚥は、乳幼児の行動特性だけでなく、乳幼児の身体的特徴も影響していると考えられている。気道閉塞事故のリスクを行政・事業者・消費者等が共有することが重要としている。

いずれの報告書も、乳幼児が手の届く範囲にある製品・部品等を口に入れるという、発達段階の行動特性により誤飲や誤嚥をし、重症に至る事例や発生可能性を報告しています。事業者は、乳幼児における誤飲・誤嚥のリスク、さらにリスク顕在化時における乳幼児に与える危害の大きさを理解し、上記消費者安全調査委員会が示した窒息のメカニズム等を参考に、しかるべき安全対策を検討することが重要です。

海外トピックス：最近公開された海外の PL・製品安全に関する主な動向をご紹介します。

○CPSC が玩具による死傷事故報告書を公表

(2017年11月16日 CPSC)

CPSC (Consumer Products Safety Commission : 米国消費者製品安全委員会、以下「同委員会」) は、11月16日、「2016年 玩具による死傷事故報告書」(“Toy-Related Deaths and Injuries Calendar Year 2016”、以下「本報告書」) を公表しました。本報告書は、タイトルが示すように、玩具自体が直接の原因となって発生した事故のみならず、玩具を使用中に他の原因により発生した事故例も含む内容となっています。以下にその概要を示します。なお、報告されている各年の死亡事故件数については、死亡証明書の取扱いの遅滞等の理由により暫定値となっています。

1. 死亡事故について

2014年から2016年までの死亡事故の件数の推移、事故に関係した玩具の種類、事故原因は、表1.のとおりです（本報告書の表をもとに、弊社が翻訳、編集。以降の図表も同様。）

<表1. 死亡事故の分類>

玩具の種類(事故原因)	2014年	2015年	2016年
	12歳以下	12歳以下	12歳以下
合計事故件数	16	12 (1件は13~14歳児)	7
乗用玩具 スクーター (交通事故)	4	4	
風船/風船のヒモ (窒息)	3	1	1
スクーター、三輪車を 除く乗用玩具 (交通事故)	2	1	1
乗用玩具 三輪車 (溺死、交通事故)	2		2
水鉄砲 (溺死)	1	2	
ゴム製ボール (気道閉塞)	1		1
その他のボール (溺死)		1	1
縫いぐるみ、人形 (窒息)	2		
その他の玩具 (気道閉塞、中毒、窒息、 溺死)	1	3 (1件は13~14歳児)	1

2016年の死亡事故については、7件の報告がありますが、被害者は全て12歳以下で、そのうちの3件は動力のついていない乗用玩具で遊んでいる時に交通事故に巻き込まれたものです。乗用玩具での交通事故の他に、次の事例が報告されています。

- ・大きな風船が破裂して顔面を覆い窒息
- ・遊んでいたゴムボールを誤飲し気道閉塞、窒息
- ・プールに落ちたボールを拾おうとして溺死
- ・プールの底に沈んだ玩具を拾おうとして溺死

2. 傷害事故について

(1) 事故件数の推移

2012年から2016年までの傷害事故件数の推移と年齢の分布は、表2.のとおり5年間で大きな変化は見られません。

<表2. 傷害事故件数の推移（暫定値）>

年度	全体	15歳以下	12歳以下	5歳以下
2012	253,500	187,300	178,000	89,300
2013	246,300	184,500	175,500	83,300
2014	240,900	179,700	170,300	84,000
2015	244,400	181,600	173,200	88,400
2016	240,000	174,100	166,300	85,200

単位:件数

(2) 受傷部位と傷害の種類

2016年の傷害事故について、受傷部位の分布と傷害の種類をそれぞれ、図1. と図2. に示しました。

図1. 受傷部位の分布

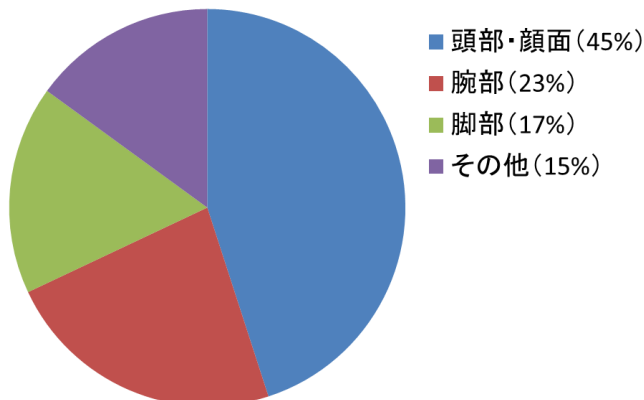
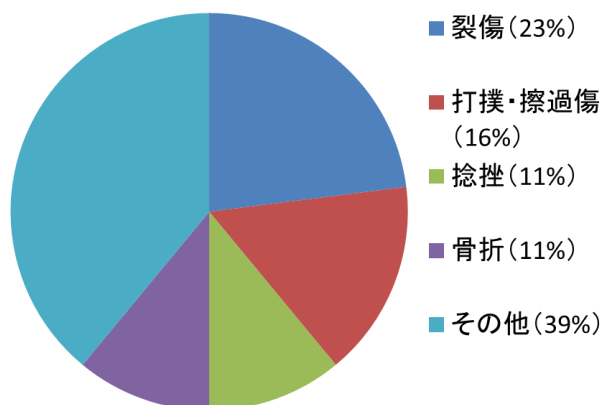


図2. 傷害の種類



(3) 乗用玩具（動力無しのスケーター）による事故

15歳以下の子どもが被害者の事故の中では、乗用玩具の1種であるスケーターに関わる事故の発生件数が最も多く、2016年は事故全体の23%を占めています。但し2012年以降、当該製品による事故件数の割合は全ての年齢層で減少傾向が見られます。

<表3. 乗用玩具 スケーター による傷害事故件数の推移（推定値）>

年度	15歳以下の事故件数		12歳以下の事故件数		5歳以下の事故件数	
	玩具全体(件)	スケーター(%)	玩具全体(件)	スケーター(%)	玩具全体(件)	スケーター(%)
2012	187,300	52,400(28)	178,000	47,500(27)	89,300	8,300(9)
2013	184,500	52,500(28)	175,500	48,100(27)	83,300	7,700(9)
2014	179,700	47,400(26)	170,300	42,900(25)	84,000	7,200(9)
2015	181,600	45,500(25)	173,200	41,900(24)	88,400	6,200(7)
2016	174,100	39,800(23)	166,300	36,600(22)	85,200	5,700(7)

本報告書は、事故を防止するために関係者がなすべき対策については触れていませんが、ここで示されている事故の多くが、玩具そのものではなく、玩具を使用している状況や

場所等の要因により発生しているものです。このことを踏まえると、事業者においては、当該玩具の使用環境に存在するハザードを出来るだけ広範囲に抽出し、使用者である子どもが直面するであろうリスクを排除または低減するための努力が必要であると言えます。

玩具の製造事業者が製品の安全性を完全に実現することには限界があり、その対策として取扱説明書等による警告表示を行うのみでは効果が得られないことも明らかです。事業者は、社会と連携して子どもが安全に遊べる環境の整備、店頭やウェブサイト/SNSを通じての保護者に対する事故防止情報の発信や啓発活動等、多角的な視点での取り組みが求められます。

出所：

「2016年 玩具による死傷事故報告書」(“Toy-Related Deaths and Injuries Calendar Year 2016”)

https://www.cpsc.gov/s3fs-public/Toy_Report_2016.pdf?6ZwpKyiwEdVzWXhH0m0doo5cJALIZFW

○米国連邦航空局、ドローンの空中での衝突に関するレポートを発表

(2017年11月28日 米国連邦航空局)

FAA (Federal Aviation Administration : 米国連邦航空局) は11月28日、研究グループ ASSURE* が行った、無人航空システム (UAS**, いわゆる「ドローン」) と旅客機が空中で衝突した際の実況に関する研究レポートを公表しました。FAA は、今後この研究結果をドローンの運用やリスク低減策の検討に用いるとしています。

本研究では、ドローンと旅客機が空中で衝突した際の旅客機側の損傷程度を数値解析しています。ドローンは回転翼が4つの型(クワッドコプター)と固定翼型(飛行機型)を、旅客機は小型ジェット機とビジネスジェット機を選定し、米国で広く使われている実機でモデル化し、140に上る衝突シナリオの分析が行われています。衝突シナリオは、ドローンの重量や衝突時の速度、旅客機の衝突位置等を変えて検討し、鳥が衝突した場合との比較も行っています。また、ドローンがエンジンに衝突した場合の実況や、その場合にドローンに搭載されているリチウムイオン電池による影響等も解析しています。

本レポートは空中衝突の研究プロジェクトにおける初回結果であるため、今後より詳細な検討が必要であるとしています。一方で、ドローンユーザーは、決められた規制を守ることが必須であり、ドローン製造事業者は、衝突の恐れのある対象物を「見つけて避ける」技術や、位置情報を使って空中に仮想的な柵を作る技術(ジオフェンシング)を用いて、空中衝突のリスクを下げる必要があると提言しています。

我が国でもドローンは広く活用されている一方で、昨年10月に起こった石川県警のヘリコプターとドローンのニアミスなど、危険な状況も生じています。ドローン製造事業者においては、こうした研究結果を活用し、空中での衝突回避技術の開発や、万が一にも衝突した場合に被衝突側の損害を小さくできる機体構造の検討など、製品を進化させていく取り組みが望まれます。

ドローンと旅客機が空中で衝突するケースを分析した研究は少なく、昨年6月のレポートに引き続き、本レポートは非常に示唆に富むものであると言えます。今後も ASSURE の活動は注視していくべきでしょう。

注*) ASSURE : Alliance for System Safety of UAS through Research Excellence

米国の大学を中心としたドローンの安全性等を研究しているグループであり、昨年4月にもドローンが人に衝突した際の傷害についてのレポートを公表しています(2017年6月の弊社PLレポートを参照下さい)。

***) UAS : Unmanned Aircraft System

出所：

FAA のプレスリリース

<https://www.faa.gov/news/updates/?newsId=89246>

ASSURE の報告書

<http://www.assureuas.org/projects/deliverables/sUASAirborneCollisionReport.php>

以 上

インターリスク総研の製品安全・PL 関連サービス

【製品安全/PL・リコール対策関連サービスのご案内】

- ・市場のグローバル化の進展・消費者の期待の変化に伴いしかるべき PL・リコール対策、そして、製品安全の実現は企業の皆様にとってはますます重要かつ喫緊の課題となっています。
- ・弊社では、製品安全に関する態勢構築・整備、新製品等個別製品のリスクアセスメントや取扱説明書の診断、PL・リコール対策など、多くの企業へのコンサルティング実績があります。さらに、経済産業省発行の「製品安全に関する事業者ハンドブック」「消費生活用製品のリコールハンドブック 2016」などの策定を受託するなど、当該分野に関し、豊富な調査実績もあります。
- ・弊社では、このような実績のもと、製品安全実現のための態勢整備、個々の製品の安全性評価、製品事故発生時の対応に関するコンサルティング、情報提供、セミナー等のサービスメニュー「PL MASTER」をご用意しております。
- ・製品安全/PL・リコール関連の課題解決に向けて、ぜひ、「PL MASTER」をご活用ください。

PL MASTER 代表的なメニュー例

- I. マネジメントシステム構築・運営**
製品安全管理態勢に関する簡易評価
リスクアセスメント態勢の導入支援
- II. 製造物責任予防(PLP)対策**
個別製品に関するリスクアセスメント
指示警告に関する簡易評価
- III. 製造物責任防衛(PLD)対策**
PL事故対応マニュアルの策定
リコールに関する緊急時対応計画の策定
- IV. 教育・研修**
リスクアセスメント導入研修(ケーススタディ型)
PL事故・リコール対応シミュレーショントレーニング
- V. 調査研究・情報提供**
判例・事故例の調査分析
各国の生産物賠償法一覧の提供

INSRAM

© InterRisk Research Institute & Consulting, Inc. |

「PL MASTER」をはじめ、弊社の製品安全・PL 関連メニューに関するお問い合わせ・お申し込み等は、インターリスク総研リスクマネジメント第三部危機管理・コンプライアンスグループ (TEL. 03-5296-8912)、またはお近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

本レポートはマスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。また、本レポートは、読者の方々に対して企業の PL 対策に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製/Copyright 株式会社インターリスク総研 2018